別表第二第一号ロの表を次のように改める。

必要履修科目		期間			
		第一種区分	第二種区分	第三種区分	
1　実習用船舶による実習		一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設		
2　水先関連事業実習		一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設			
3　水先実務		一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	
計		四月以上	七月以上	二十二月以上	二月以上
3　水先実務		三・七月以上	六・七月以上	九月以上	一・五月以上
2　水先関連事業実習		〇・三月以上	〇・三月以上	一月以上	
1　実習用船舶による実習				十二月以上	
必要履修科目		第一種区分	第二種区分	第三種区分	期間
		一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	
				特定水先区 特定水先区以外の水先区	
3　水先実務		四月以上	七月以上	二十二月以上	二月以上
		三・七月以上	六・七月以上	九月以上	一・五月以上
2　水先関連事業実習		〇・三月以上	〇・三月以上	一月以上	
1　実習用船舶による実習				十二月以上	
必要履修科目		第一種区分	第二種区分	第三種区分	期間
		一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	
				特定水先区 特定水先区以外の水先区	
3　水先実務		四月以上	七月以上	二十二月以上	二月以上
		三・七月以上	六・七月以上	九月以上	一・五月以上
2　水先関連事業実習		〇・三月以上	〇・三月以上	一月以上	
1　実習用船舶による実習				十二月以上	
必要履修科目		第一種区分	第二種区分	第三種区分	期間
		一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設	一級水先人養成施設 二級水先人養成施設 三級水先人養成施設	
				特定水先区 特定水先区以外の水先区	
3　水先実務		四月以上	七月以上	二十二月以上	二月以上
		三・七月以上	六・七月以上	九月以上	一・五月以上
2　水先関連事業実習		〇・三月以上	〇・三月以上	一月以上	
1　実習用船舶による実習				十二月以上	

（登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第二条　登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示（平成十八年国土交通省告示第千百六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表に備考として次のように加える。

備考

1　必要履修科目の欄に掲げる科目のうち、2から5までに関しては、更新を受けようとする水先人の免許の更新後の有効期間の起算日前一年以内に、当該免許以外の免許に係る登録水先免許更新講習の課程を修了した者については、当該科目を履修したものとみなすことができる。

2　必要履修科目の欄に掲げる科目のうち、3及び4に関しては、同時に授業を受ける者の数が少ない場合は、この表に掲げる時間数を減じても講習の内容及び講習の効果がこの表に掲げる基準と同等と認められる範囲内において、当該時間数を減ずることができる。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に水先修業生である者に係る養成課程については、この告示による改正後の登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1337	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	若井ホールディングス株式会社 代表取締役　若井　猛正	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	平成28年6月3日
1338	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	若井ホールディングス株式会社 代表取締役　若井　猛正	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	平成28年6月3日
1339	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	若井ホールディングス株式会社 代表取締役　若井　猛正	大阪府東大阪市森河内西一丁目6番30号	平成28年6月3日
1340	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）N5W8計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	住友不動産株式会社 代表取締役　仁島　浩順	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	平成28年6月3日
1341	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「渋谷宮下町計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	渋谷宮下町リアルティ株式会社 代表取締役　西澤　信一	東京都渋谷区南平台町5番6号	平成28年6月3日
1342	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「渋谷宮下町計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	渋谷宮下町リアルティ株式会社 代表取締役　西澤　信一	東京都渋谷区南平台町5番6号	平成28年6月3日

○海上保安庁告示第三十一号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年六月十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	位置	所在地	緯経	廃止年月日
出光興産姫路沖シーバース灯	鞍掛島灯台（兵庫県姫路市）の北東方約三・八キロメートル	東京都渋谷区南平台町5番6号	三四－四二－四九 一三四－三九－四四	平成二十八年五月五日